

小野市障害者計画 小野市第1期障害福祉計画 概要版

計画策定の趣旨

近年では少子高齢化の進展に加え、障害者全体の高齢化が進む一方で、障害の重度化・重複化の傾向が見られています。また、社会・経済状況などの変化による心的ストレスを要因とした精神障害の増加もみられるなど、障害者福祉へのニーズは年を追って拡大し、ニーズが多様化しています。生活の質の充実に目が向けられる中で、障害の状況に応じた施策だけでなく、社会全体としての取り組みの充実が急務となっています。

このような状況の中、障害者が自立した生活を送ることができる社会の実現をめざし、平成17年に「障害者自立支援法」が成立しました。この法律は、市町村を中心としたサービス提供体制を基本に、居宅・施設サービス体系の再構築や、費用負担のあり方など、障害者福祉施策を抜本的に見直しています。また、平成19年度からは、障害のある子どもへの教育が「特別支援教育」として一元化されるなど、障害者の位置づけ、自立への取り組みが大きく変わろうとしています。

本計画は、これら障害福祉施策及び社会全体の流れをふまえ、何よりも障害の有無を問わず私たち小野市民の一人ひとりが「心ゆたかにいきいきと暮らす」こと、「心がかよい合い、地域でいきいきと暮らせるまち」づくりをめざすための指針として策定するものです。

計画の期間

障害者計画は、平成23年度を目標年度とし、障害福祉計画は、平成18年度から20年度までの3年間を第1期、さらに見直し後、平成21年度から23年度までを第2期計画とします。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
小野市障害者計画					
第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画		

計画の理念

「心がかよい合い、地域でいきいきと暮らせるまち」

本市では、障害のある人とない人が共に生きる社会、障害があっても普通の生活を営むことのできる状態の確保、そして、すべての市民が地域で安心していきいきと暮らせるまちの実現に向けて、施策の推進を図っていきます。

障害者計画

この計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく市町村障害者計画で、6つの基本方向を定め、施策を進めます。

1. 広報・啓発活動

障害の有無に関わらずお互いの人格と個性を尊重し合う理念の普及を図り、障害者に関する市民理解を促進するため、幅広い市民参加による啓発活動を推進します。

- 広報・啓発活動の充実
- 福祉教育の推進
- 交流活動の促進

2. 生活支援

相談支援や権利擁護などの地域生活支援事業を積極的に推進します。また、地域の福祉活動への支援をはじめ、ボランティアの育成など、障害のある人の生きがいを支援し、豊かな地域生活の実現に向けた体制の確立に努めます。

- 障害福祉サービス等の充実
- 文化、スポーツ、レクリエーション活動の推進
- 地域福祉活動の推進

3. 保健・医療

医療機関との連携を一層強化し、適切な保健、医療、医学的リハビリテーションなどのサービスを充実させ、障害の起因となる疾病などの予防・治療についても、適切に対応していきます。また、障害の早期発見・早期対応を図るための相談体制の充実を図ります。

- 保健サービスや療育体制の充実
- 医療体制の充実
- 発達障害者（児）の支援

4. 教育・育成

乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育や療育を展開し、障害のある子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を行います。また、子どもたちの交流活動を充実させ、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育成します。

- 就学前療育・保育の充実
- 障害のある子どもの教育の充実

5. 障害のある人の雇用・就労

障害者の雇用の促進については、一般就労への移行を進め、関係機関・団体などとの連携・協力により、支援体制の整備を図ります。また、就職した後の支援や離職後の再訓練などについても整備します。

- 障害のある人の雇用の場の拡大
- 総合的な支援施策の推進

6. 生活環境

だれもが利用しやすいように配慮されているユニバーサルデザインの考え方のもと、安全で快適に過ごせるような福祉のまちづくりを進めます。また、防災・防犯ネットワークの確立など、災害時の情報伝達や救援・救助体制の整備を図ります。

- ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくりの推進
- 防災・防犯への対応
- 移動手段確保と外出支援

障害福祉計画

この計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画です。障害者自立支援法に基づいて障害福祉サービスを実施し、必要量の確保と質の向上に努めます。

障害福祉サービスの概要

- ①身体障害・知的障害・精神障害の3障害で、共通の福祉サービスを提供します。
- ②市町村が福祉サービスを一元的に行い、国と都道府県はそれをサポートします。
- ③介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の3事業を創設します。
- ④施設にいても他の日中サービスを選べるなど、自分に合ったサービスが選択できます。
- ④NPO法人や医療法人なども、通所施設などが運営できるようになります。
- ⑤「就労移行支援事業」等の事業を創設します。
- ⑥全国一律の障害程度区分を導入します。
- ⑦サービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を明確にします。
- ⑧サービス量や所得に応じた公平な利用者負担にします。
- ⑨福祉サービスなどの費用について、国の費用負担を義務づけます。

地域生活支援事業の実施

地域生活支援事業は、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて効率的・効果的に実施される事業です。

実施される事業は、必須とされている「相談支援事業」、「コミュニケーション支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」のほか、市町村の判断により任意に実施する「その他の事業」があります。

本市では、必須事業に加え、「その他の事業」として「更生訓練費給付事業」「施設入所者就職支度金給付事業」「知的障害者職親委託事業」「生活支援事業」「日中一時支援事業」「社会参加促進事業」を実施し、障害のある人や介助者の地域生活を支援するとともに、事業の充実を図ります。

各種サービスの内容

障害福祉サービス	
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動支援などを行います。
行動援護	知的障害または精神障害によって、行動上著しい困難がある方に対して、必要な援助や外出時の移動の支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型：雇用型、B型：非雇用型）	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療および常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の援助を行います。
児童デイサービス	児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
相談支援 （サービス利用計画作成）	障害のある人の心身の状況や、意向・事情などを勘察し、サービス利用計画を作成します。

地域生活支援事業	
障害者相談支援事業	障害のある人や介護者などからの相談に応じ、情報提供や助言、障害福祉サービスの利用支援などを行います。
相談支援機能強化事業	社会福祉士、保健師、精神保健福祉士などの専門的な職員を配置し、相談支援機能の強化を行う事業です。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部または一部を助成する事業です。
コミュニケーション支援事業	手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の仲介をするなどのコミュニケーション支援を行う事業です。
日常生活用具給付等事業	日常生活用具の購入に係る費用の一部を支給します。
移動支援事業	全身性障害の方や知的障害の方などに、社会参加を促進するため、ガイドヘルパーが外出時の移動を支援します。
地域活動支援センター事業	障害のある人への創作活動、または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行う事業です。
更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設などに入所している人に対して更生訓練費を支給します。
施設入所者就職支度金給付事業	訓練を終了し、一般就労する場合に、就職支度金を給付し、社会復帰の促進を図ります。
知的障害者職親委託事業	知的障害者を一定期間職親に預け、生活指導や技能習得訓練などを行い、職場における定着を図ります。
生活支援事業	知的障害者の本人活動支援事業、精神障害者のボランティア活動支援事業を実施します。
日中一時支援事業 （児童タイムケア事業・日中短期入所事業）	児童タイムケア事業は、特別支援学校などに在籍している障害のある児童に、長期休暇期間中における活動の場を提供する事業です。 日中短期入所事業は、障害のある人に対して通所サービス事業所などで日中活動の場を提供する事業です。
社会参加促進事業	障害者スポーツ大会の開催、点字や音訳による広報などの発行、手話奉仕員などの養成、障害のある人の自動車運転免許の取得などに要する費用の一部を助成する事業です。